

## 岩手県感染症予防計画改定について

### 1 改定の概要

- ・ 岩手県感染症予防計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条により、都道府県が定めることとされている計画。
- ・ 都道府県計画の策定にあつては、同法第 9 条に定める国の基本指針に即して策定することとされている。
- ・ 平成 29 年 3 月、国の基本指針が改正されたことから、県計画を改定しようとするもの。

### 2 計画改定案の主なポイント

#### (1) 国の基本指針が改正されたことによる改定

##### 【基本指針改正の背景】

- ・ 感染症法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号）が、平成 28 年 4 月 1 日に全面施行されたことに伴い、基本指針が改正された。

##### 【改正の概要】

- ・ 新型インフルエンザ等感染症に係る記載の追加
- ・ 前回の実質的な指針改正から、平成 28 年末までの状況の変化を踏まえた文言修正
- ・ 感染症の発生の状況及び動向の体制に係る記載の追加
- ・ その他所要の整理

#### (2) 県の施策等による主な改定点（前回改定：平成 20 年 1 月）

- ・ 東日本大震災津波の事例等を踏まえ、平成 24 年 6 月、県内の大規模災害や新型インフルエンザによる緊急事態等の健康危機管理事案発生時を想定し、感染制御対策に関して専門的な知識及び技能を有する者による感染制御支援チーム「Iwate Infection Control Assistance Team : ICAT（アイキャット）」を設置したことから、ICAT に関する記載を追加。
- ・ 平成 20 年 5 月、第一種感染症指定医療機関を指定（盛岡市立病院）したことから、第一種感染症指定医療機関に関する記載を追加。併せて、第一種感染症指定医療機関で感染症患者に対する医療が必要となった場合、第一種感染症指定医療機関に対し関係医療機関が支援するため、平成 20 年 3 月、「盛岡市立病院の第一種感染症指定医療機関（病床）に対する支援に関する協定」を締結したことから、協定についての記載を追加。
- ・ 感染症患者が発生し、速やかな患者移送が必要となった場合、県に対し消防組合等が協力するため、平成 28 年 3 月、「感染症患者の移送に係る協定」を締結したことから、協定についての記載を追加。

### 3 これまでの取り組み及び今後のスケジュール

- ・ 感染症対策委員会各委員に対し改定案に係る意見照会を実施（11/17～12/8）：意見等なし。
- ・ 改定案のパブリックコメントを実施（12/21～1/22）：意見等なし。
- ・ 関係機関への意見照会を実施（12/15～1/15）：保健所から 1 件意見あり（別紙）。
- ・ 感染症対策委員会（2/21）において最終案を協議、了承を受け成案とし、決裁のうえ施行予定

# 「岩手県感染症予防計画」改定の主なポイント

※平成30年改定予定

## 法改正 (H26.6)の背景

○鳥インフルエンザ(H7N9)について、政令での暫定的な指定感染症への指定を早期に法律で措置するとともに、デング熱など昨今の感染症の発生状況等を踏まえ、感染症に対応する体制を一層強化することが必要

## 法改正の概要

○新たな感染症の二類感染症への追加 (H26.6施行)  
・鳥インフルエンザ(H7N9)、中東呼吸器症候群(MERS)  
○感染症に関する情報の収集体制の強化(H28.4施行)  
・全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、医療機関に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備

## 国基本指針の改正

○新型インフルエンザ等感染症に係る記載の追加  
○前回の実質的な指針改正(H19.3)から改正作業時(H28.3)までの状況の変化を踏まえた文言修正  
○感染症の発生の状況及び動向の体制に係る記載の追加

## 県としての取り組み

○いわて感染制御支援チーム(ICAT)の設置(H24.6)  
○第一種感染症指定医療機関として盛岡市立病院を指定(H20.5)及びその実現のため、「盛岡市立病院の第一種感染症指定医療機関(病床)に対する支援に関する協定」の締結(H20.3)  
○感染症患者の移送に係る協定の締結(H28.3)

## 指針の改正及び県の取り組み状況を踏まえ、従来の取り組みを継続・強化

## 国の基本指針

【国】  
○新型インフルエンザ等感染症  
○感染症発生動向調査  
○感染症に係る検体採取等の体制整備  
【県】  
○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄  
○感染症発生動向調査の実施  
○感染症に係る検体採取の措置

## 基本的な方向

【県】  
○健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を講ずるため、体制構築の構成機関に「いわて感染制御支援チーム(ICAT)」を追加

## 医療提供体制1

【県】  
○盛岡市立病院を第一種感染症指定医療機関に指定したことから、感染症患者発生時において、適切な医療を提供できるよう、「盛岡市立病院の第一種感染症指定医療機関(病床)に対する支援に関する協定」に基づく診療応援を計画に位置付け

## 医療提供体制2

【県】  
○感染症患者の移送において、県の移送能力を超えた場合に感染症患者を迅速に移送するため、「感染症患者の移送に係る協定」に基づく消防組合等の患者移送を計画に位置付け

## 目標

感染症の予防等の総合的な推進を図る

「岩手県感染症予防計画（案）」の概要

感染症法 [目的]	感染症法 [国の基本指針]	感染症法 [都道府県予防計画]	岩手県感染症予防計画
<p>第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第9条 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるなければならない。</p>	<p>第10条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。</p>	<p>・平成11年9月 策定                  ・平成16年11月 一部改定                  ・平成20年1月 一部改定</p>

【目標】 感染症の予防等の総合的な推進を図る

理計画の概要	基本指針の改正（概要）	県の施策	新計画
<p><b>基本的な方向</b></p> <p>◇ 今後の感染症対策においては、事後対応型行政から、感染症発生動向調査体制を整備する等、事前対応型行政への転換を目指す</p> <p>◇ 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応として、疫学的視点を重視しつつ、行政の関係機関及びその他の関係団体等が適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図る</p>	<p>◆ 内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等への公表を「感染症発生動向調査体制」として定義</p> <p>◆ 事前対応型行政としての取り組んでいくことが重要</p>	<p>◎ H24.6、大規模災害や新型コロナウイルスによる緊急事態等の健康危機管理事態発生時を想定し、感染制御対策に関する専門的な知識及び技能を有する者による感染制御支援チーム「ICAT」を常設設置</p>	<p>◆ 国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表を「感染症発生動向調査体制」として定義</p> <p>◆ 事前対応型行政として取り組む</p> <p>◎ 行政の関係機関として、いわて感染症制御支援チーム（ICAT）を追加</p>
<p><b>感染のまん延防止のための施策</b></p> <p>◇ 対人措置の対応として、検体の提出に係る記載等はなし</p>	<p>◆ 全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備</p>		<p>◆ 全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を記載</p>
<p><b>感染症指定医療機関の確保</b></p> <p>◇ 第一種感染症指定医療機関を指定する</p> <p>◇ 指定するまでは、第一種指定医療機関を保有する都道府県に入院治療を委託する</p>		<p>◎ H20.5、第一種指定医療機関として、「盛岡市立病院」を指定</p> <p>◎ H20.3、感染症患者発生時において、適切な医療を提供するため、県、県立中央病院、盛岡赤十字病院、国立病院機構盛岡病院、岩手医科大学附属病院及び盛岡市立病院と「盛岡市立病院の第一種感染症指定医療機関（病床）に対する支援に関する協定」を締結</p>	<p>◎ 第一種指定医療機関として、盛岡市立病院を記載</p> <p>◎ 「盛岡市立病院の第一種感染症指定医療機関（病床）に対する支援に関する協定」について記載</p>
<p><b>感染症の患者等の移送</b></p> <p>◇ 一類感染症患者の移送は、原則、県が行う</p> <p>◇ 二類感染症患者の移送は、県が移送手段を確保する</p>	<p>◆ 新型コロナウイルス等感染症の患者の移送について追加</p>	<p>◎ H28.3、感染症患者の移送において、県の移送能力を超えた場合に感染症患者を迅速に移送するため、県内12消防機関等と「感染症患者の移送に係る協定」を締結</p>	<p>◆ 一類感染症患者の移送は、原則県が行う</p> <p>◆ 二類感染症患者及び新型コロナウイルス等感染症患者の移送は、原則県が行う</p> <p>◎ 感染症患者の移送に関し、県の移送能力を超えた場合は、「感染症患者の移送に係る協定」に基づき、消防機関に移送の協力を要請することを追加</p>
<p><b>医薬品の確保</b></p> <p>◇ 新型コロナウイルス等感染症に係る医薬品の備蓄の記載等はない</p>	<p>◆ 新型コロナウイルス等感染症などの感染症の流行時に地域における予防又は治療に必要な医薬品の備蓄又は確保に努める</p>	<p>◎ 平成18年度から、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を開始</p>	<p>◆ 新型コロナウイルス等感染症などの感染症の流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努めることを追加</p>

岩手県感染症予防計画 パブリックコメント案からの変更

変更前	変更後	意見の概要
<p>第3章 感染症に係る医療提供体制 1～5 [略]</p> <p>6 その他の感染症に係る医療提供体制 (1) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるのではなく、一般医療機関でもその機会が十分にあることから、一般医療機関に対しても、国等から提供された感染症に関する情報を提供するとともに、施設内の感染防止のために必要な配慮を促す。 また、地域における感染症の医療提供を円滑にするために、一般医療機関に対し、第一種感染症指定医療機関等を中心として感染症の医療に関する支援体制の構築を図るとともに、情報提供体制の整備を図る。</p> <p>(2) [略] 7 [略]</p>	<p>第3章 感染症に係る医療提供体制 1～5 [略]</p> <p>6 その他の感染症に係る医療提供体制 (1) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるのではなく、<u>感染症患者は、感染症患者に係る医療を提供する機会が一般医療機関の診察を受けるなど、一般医療機関でも感染症の患者に係る医療を提供する機会が十分にあることから、一般医療機関に対しても、国等から提供された感染症に関する情報を提供するとともに、施設内の感染防止のために必要な配慮を促す。</u> また、地域における感染症の医療提供を円滑にするために、一般医療機関に対し、第一種感染症指定医療機関等を中心として感染症の医療に関する支援体制の構築を図るとともに、情報提供体制の整備を図る。</p> <p>(2) [略] 7 [略]</p>	<p>「3 感染症の患者等の移送」、(3)において、集団発生時等やむを得ない場合にあつては、保健所長は、二類感染症患者の移送について、関係市町村及び医療機関に対して協力を要請することと定めているが、「医療機関」とは、「一般の医療機関」を含むものか。</p>

(参考)

3 感染症の患者等の移送

(1) ～ (2) [略]

(3) 保健所長は、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合若しくは緊急を要する場合等やむを得ないと認めるときは、新感染症の所見がある者並びに、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の移送について、「感染症患者の移送に係る協定」(平成28年3月31日締結)に基づき、消防機関等に対して協力を要請する。また、二類感染症患者の移送については、関係市町村及び医療機関等に対して協力を要請する。

感染症予防計画新旧対照

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p><b>第1章 総 則</b> <b>第1 計画の目的</b></p> <p>1 本計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。</p> <p>2 本計画は、法の規定に基づき厚生労働大臣が示す「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。)に即して策定するものであり、今後の感染症対策については、本計画、基本指針及び特定感染症予防指針が一体となって進められるものである。</p> <p>なお、特定感染症予防指針は、後天性免疫不全症候群(エイズ)等特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に関して、国が定めるものである。</p> <p>3 本計画は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があることから、基本指針に即して、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直ししていくものである。</p> <p>4 当該計画の変更に当たっては、あらかじめ、「岩手県感染症対策委員会」に諮問し、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴取するものである。</p> <p><b>第2 感染症対策の推進の基本的な方向</b></p> <p>1 事前対応型行政の構築 今後の感染症対策においては、<u>感染症が発生してから防疫措置を講ずるといった事後対応型行政から、感染症発生動向調査体制の整備、基本指針、特定感染症予防指針及び本計画に基づく取り組みを通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していく事前対応型行政への転換を目指す。</u></p>	<p><b>第1章 総 則</b> <b>第1 計画の目的</b></p> <p>1 本計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。</p> <p>2 本計画は、法の規定に基づき厚生労働大臣が示す「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。)に即して策定するものであり、今後の感染症対策については、本計画、基本指針及び特定感染症予防指針が一体となって進められるものである。</p> <p>なお、特定感染症予防指針は、後天性免疫不全症候群(エイズ)等特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に関して、国が定めるものである。</p> <p>3 本計画は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があることから、基本指針に即して、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直ししていくものである。</p> <p>4 当該計画の変更に当たっては、あらかじめ、「岩手県感染症対策委員会」に諮問し、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴取するものである。</p> <p><b>第2 感染症対策の推進の基本的な方向</b></p> <p>1 事前対応型行政の構築 感染症対策は、<u>国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表</u>(以下「<u>感染症発生動向調査</u>」<u>という。</u>)<u>を適切に実施するための体制</u>(以下「<u>感染症発生動向調査体制</u>」<u>という。</u>)の整備、基本指針、特定感染症予防指針及び本計画に基づく取り組みを通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していく事前対応型行政として取</p>	<p>第一 感染症の予防の推進の基本的な方向</p> <p>一 事前対応型行政の構築 <u>感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表</u>(以下「<u>感染症発生動向調査</u>」<u>という。</u>)<u>を適切に実施するための体制</u>(以下「<u>感染症発生動向調査体制</u>」<u>という。</u>)の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置</p>	<p>・指針改正に伴う整理。</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>2 個々の住民に対する感染症の予防及び治療に重点をおいた対策</p> <p>今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、従来の集団防衛的な観点から、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民個人個人における感染症の予防及び治療の積み重ねによる社会全体の感染症予防対策の推進に転換していくことを目指す。</p> <p>3 人権の尊重</p> <p>(1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会復帰できるような環境の整備に努める。</p> <p>(2) 感染症に関する個人情報保護に十分に留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、正しい知識の普及啓発をあらゆる機会を通じて行うよう努める。</p> <p>4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応</p> <p>感染症のまん延防止に際して、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立ち、感染症の発生状況等の的確な把握並びに感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政の関係機関及びその他の関係団体等が適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図るとともに基本指針等に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を図る。</p>	<p>り組んでいく。</p> <p>2 個々の住民に対する感染症の予防及び治療に重点をおいた対策</p> <p>今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、従来の集団防衛的な観点から、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民個人個人における感染症の予防及び治療の積み重ねによる社会全体の感染症予防対策を推進していく。</p> <p>3 人権の尊重</p> <p>(1) 感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会復帰できるような環境の整備に努める。</p> <p>(2) 感染症に関する個人情報保護に十分に留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、正しい知識の普及啓発をあらゆる機会を通じて行うよう努める。</p> <p>4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応</p> <p>感染症のまん延防止に際して、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立ち、感染症の発生状況等の的確な把握並びに感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政の関係機関、健康危機管理事案発生時を想定し、感染制御対策に関して専門的な地域及び技能を有する者により編成された「Iwate Infection Control Assistance Team : ICAT (アイキヤット)」として、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図るとともに基本指針等に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画</p>	<p>いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。</p> <p>二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策</p> <p>今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、従来の集団防衛的な観点から、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の国民への積極的な公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していくことが重要である。</p> <p>三 人権の尊重</p> <p>1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。</p>	<p>・指針改正に伴う整理。</p> <p>・指針改正に伴う整理。</p> <p>・県独自の改正</p> <p>H24.6、大規模災害や新型インフルエンザによる緊急事態等の健康危機管理事案発生時を想定し、感染制御対策に関して専門的な知識及び技能を有する者による感染制御支援チーム「ICAT」を常設設置したことから追記。</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>5 予防接種の推進</p> <p>予防接種は、感染症の予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なことから、ワクチンの有効性、安全性に十分に留意しながら、感染症と予防接種に関する正しい知識の普及を進め、住民の理解を得つつ、積極的に推進していくことに努める。</p> <p><b>第3 本県が果たすべき役割</b></p> <p>1 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための基本的な役割</p> <p>(1) 正しい知識の普及</p> <p>(2) 情報の収集及び分析並びに公表</p> <p>(3) 研究の推進</p> <p>(4) 人材の養成及び資質の向上並びに確保</p> <p>(5) 迅速かつ正確な検査体制の整備</p> <p>(6) 社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備</p> <p>施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を尊重するとともに、地域の特性に配慮しつつ国及び各地方公共団体並びに医師会等の医療関係団体と相互に連携を図る。</p> <p>また、複数の都道府県等の広域的な地域での感染症のまん延のおそれがある際は、関係自治体等と相互に協力しながら対策を行うことが必要である。そのため、県は地域内での患者の移送体制と医療体制及び積極的疫学調査等の協力体制について、国と連携を図りながら近隣県等と対策連絡協議等の設置等を行い、定期的に協議を行う。</p> <p>2 保健所及び環境保健研究センター</p> <p>保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、また岩手県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）は本県における感染症の技術的かつ専門的機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応を進めるよう努める。</p>	<p>等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を図る。</p> <p>5 予防接種の推進</p> <p>予防接種は、感染症の予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものであることから、ワクチンの有効性、安全性に十分に留意しながら、感染症と予防接種に関する正しい知識の普及を進め、住民の理解を得つつ、積極的に推進していくことに努める。</p> <p><b>第3 本県が果たすべき役割</b></p> <p>1 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための基本的な役割</p> <p>(1) 正しい知識の普及</p> <p>(2) 情報の収集及び分析並びに公表</p> <p>(3) 研究の推進</p> <p>(4) 人材の養成及び資質の向上並びに確保</p> <p>(5) 迅速かつ正確な検査体制の整備</p> <p>(6) 社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備</p> <p>施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を尊重するとともに、地域の特性に配慮しつつ国及び各地方公共団体並びに医師会等の医療関係団体と相互に連携を図る。</p> <p>また、複数の都道府県等の広域的な地域での感染症のまん延のおそれがある際は、関係自治体等と相互に協力しながら対策を行うことが必要である。そのため、県は地域内での患者の移送体制と医療体制及び積極的疫学調査等の協力体制について、国と連携を図りながら近隣県等と対策連絡協議等の設置等を行い、定期的に協議を行う。</p> <p>2 保健所及び環境保健研究センター</p> <p>保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、また岩手県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）は本県における感染症の技術的かつ専門的機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応を進めるよう努める。</p>		

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p><b>第4 県民が果たすべき役割</b></p> <p>県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防とまん延防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。</p> <p>また、感染症の患者等に対し、偏見や差別をもって患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。</p> <p><b>第5 医師等が果たすべき役割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師その他の医療関係者は、それぞれの立場で本県における感染症予防のための施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療の提供に努めなければならない。</li> <li>2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、福祉施設、教育機関等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ol> <p><b>第6 獣医師等の果たすべき役割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 獣医師その他の獣医療関係者は、それぞれの立場で本県における感染症の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。</li> <li>2 動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ol>	<p><b>第4 県民が果たすべき役割</b></p> <p>県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防とまん延防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。</p> <p>また、感染症の患者等に対し、偏見や差別をもって患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。</p> <p><b>第5 医師等が果たすべき役割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師その他の医療関係者は、それぞれの立場で本県における感染症予防のための施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療の提供に努めなければならない。</li> <li>2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、福祉施設、教育機関等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ol> <p><b>第6 獣医師等の果たすべき役割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 獣医師その他の獣医療関係者は、それぞれの立場で本県における感染症の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。</li> <li>2 動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ol>		



改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p><b>第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策</b></p> <p><b>第1 感染症の発生予防対策</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の予防対策においては、「事前対応型行政の構築」を旨とし、具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。</p> <p>(2) 平時における感染症の予防対策については、感染症発生動向調査を中心として、食品衛生対策、環境衛生対策等の具体的な対応を関係機関及び関係団体との連携を図りながら進めていく。</p> <p>(3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性、安全性が確認されている感染症については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、適切に予防接種が行われるよう実施体制の整備に努める。</p> <p>2 感染症発生動向調査</p> <p>(1) 感染症の予防施策の基本として、<u>感染症に関する情報を収集及び分析し、県民や医師等関係者に対して感染症の予防に資する情報の提供を推進する。</u></p> <p>情報分析及び公表に当たっては、岩手県感染症対策委員会における感染症発生動向調査委員会との連携を図る。</p> <p>(2) 感染症発生動向調査の重要性について、特に現場の医師に対して理解を求め、医師会等医療関係団体を通じて、その協力を得ながら、適切に進めていくことに努める。</p> <p>(3) 法第12条に規定する届出の義務については、医師会等を通じて周知に努める。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症のまん延の防止のための措置が迅速かつ的確に行われる必要があることから、<u>適切な届出が行われるよう努める。</u></p>	<p><b>第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策</b></p> <p><b>第1 感染症の発生予防対策</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の予防対策においては、「事前対応型行政の構築」を中心として、具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。</p> <p>(2) 平時における感染症の予防対策については、感染症発生動向調査を中心として、食品衛生対策、環境衛生対策等の具体的な対応を関係機関及び関係団体との連携を図りながら進めていく。</p> <p>(3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性、安全性が確認されている感染症については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、適切に予防接種が行われるよう実施体制の整備に努める。</p> <p>2 感染症発生動向調査</p> <p>(1) 感染症の予防施策の基本として、<u>感染症発生動向調査を推進する。</u></p> <p>なお、感染症発生動向調査の推進に当たっては、岩手県感染症対策委員会における感染症発生動向調査委員会との連携を図る。</p> <p>(2) 感染症発生動向調査の重要性について、特に現場の医師に対して理解を求め、医師会等医療関係団体を通じて、その協力を得ながら、適切に進めていくことに努める。</p> <p>(3) 法第12条に規定する届出の義務については、医師会等を通じて周知に努める。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症のまん延の防止のための措置が迅速かつ的確に行われる必要があるほか、<u>一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、適切な届出が行われるよう努める。</u></p>	<p>第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項</p> <p>一 感染症の発生予防のための施策に関する考え方</p> <p>1 感染症の発生予防のための対策においては、第一の地方に定める事前対応型行政の構築を中心として、国及び地方公共団体が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。</p> <p>二 感染症発生動向調査</p> <p>1 国及び都道府県等が、<u>感染症発生動向調査を実施すること</u>は、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。</p> <p>5 一類感染症、二類感染症、<u>三類感染症及び新型コロナウイルス</u>、<u>エンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者</u>については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、<u>四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から都道府県知</u></p>	<p>・指針は改正されていないが、指針の表現に即した整理。</p> <p>・指針改正に伴う整理。</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>(4) 法第 14 条に規定する指定届出機関については、「岩手県感染症発生動向調査実施要綱」に基づき、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう定点(指定届出機関)の指定、配置を行う。なお、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても感染症の予防及びまん延の防止のための措置を迅速かつ適切に講ずることができるよう届出が適切に行われるように努める。</p> <p>(5) 環境保健研究センターでは、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表できる体制の構築に努め、患者に関する情報とともに体系的かつ一元的に機能する感染症発生動向調査体制の構築を図る。</p> <p>(6) 感染症発生動向調査で得られた情報については、医師会等医療関係団体、市町村及び学校等に対し定期的に提供するとともに、報道機関並びにインターネット(環境保健研究センター、<u>保健衛生課</u>ホームページ)等を通じて広く県民に公表する。</p> <p>(7) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるために、国内外の情報収集に努める。</p> <p>3 感染症の予防対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携</p> <p>(1) 感染症の予防対策と食品衛生対策との連携</p> <p>ア 食品媒介感染症の予防に当たっては、保健所長の指揮の下に、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導など、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となって実施する。</p> <p>イ 感染症予防等に関する啓発普及や指導については、感染症対策部門が主体となって実施するとともに、食品衛生部門と連携を図りながら一体的、効果的に推進することにする。</p> <p>(2) 感染症の予防対策と環境衛生対策との連携</p> <p>ア 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防対策においては、水道、特定建築物及び温泉等関係業種への指導など環境衛生部門が主体となって実施する。</p> <p>イ 地域住民に対する感染症予防に関する正しい知識の普</p>	<p>(4) 法第 14 条に規定する指定届出機関については、「岩手県感染症発生動向調査実施要綱」に基づき、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう定点(指定届出機関)の指定、配置を行う。なお、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても感染症の予防及びまん延の防止のための措置を迅速かつ適切に講ずることができるよう届出が適切に行われるように努める。</p> <p>(5) 環境保健研究センターでは、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表できる体制の構築に努め、患者に関する情報とともに体系的かつ一元的に機能する感染症発生動向調査体制の構築を図る。</p> <p>(6) 感染症発生動向調査で得られた情報については、医師会等医療関係団体、市町村及び学校等に対し定期的に提供するとともに、報道機関並びにインターネット(環境保健研究センター、<u>医療政策室</u>ホームページ)等を通じて広く県民に公表する。</p> <p>(7) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるために、国内外の情報収集に努める。</p> <p>3 感染症の予防対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携</p> <p>(1) 感染症の予防対策と食品衛生対策との連携</p> <p>ア 食品媒介感染症の予防に当たっては、保健所長の指揮の下に、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導など、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となって実施する。</p> <p>イ 感染症予防等に関する啓発普及や指導については、感染症対策部門が主体となって実施するとともに、食品衛生部門と連携を図りながら一体的、効果的に推進することにする。</p> <p>(2) 感染症の予防対策と環境衛生対策との連携</p> <p>ア 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防対策においては、水道、特定建築物及び温泉等関係業種への指導など環境衛生部門が主体となって実施する。</p> <p>イ 地域住民に対する感染症予防に関する正しい知識の普</p>	<p>事等への届出については、適切に行われることが求められる。</p>	<p>・組織改編による整理。</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>及、情報の提供については、感染症対策部門が主体となつて実施するとともに、環境衛生部門と連携を図りながら、一体的、効果的に推進することに努める。</p> <p>ウ 平時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除については、各地域において、各市町村が各々の判断で実施するものであるが、地域の住民の健康及び環境への影響を留意し、過剰な消毒、駆除とならないよう配慮する。</p>	<p>及、情報の提供については、感染症対策部門が主体となつて実施するとともに、環境衛生部門と連携を図りながら、一体的、効果的に推進することに努める。</p> <p>ウ 平時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除については、各地域において、各市町村が各々の判断で実施するものであるが、地域の住民の健康及び環境への影響を留意し、過剰な消毒、駆除とならないよう配慮する。</p>		
<p>4 検疫所との連携 海外における感染症情報については、検疫所と連携を図りながら積極的な収集を図る。</p> <p>また、検疫所からの通報に基づき海外渡航者等に係る感染症については、検疫所との十分な連携のもとに、水際のまん延防止に努める。</p>	<p>4 検疫所との連携 海外における感染症情報については、検疫所と連携を図りながら積極的な収集を図る。</p> <p>また、検疫所からの通報に基づき海外渡航者等に係る感染症については、検疫所との十分な連携のもとに、水際のまん延防止に努める。</p>		
<p>5 予防接種の推進 (1) 予防接種法の規定に基づき実施される予防接種については、各市町村に対し、地域の医師会等と十分な連携を図り、個別接種の推進やその他の対象者が接種を安心して受けられるよう地域の実情に応じた環境の整備等を図るとともに、接種率の向上のための施策を促す。</p> <p>(2) 海外渡航者等に対し、予防接種に関する必要な情報を提供する。</p> <p>(3) ワクチンの有効性及び安全性等を含め予防接種に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>(4) 県は、感染症のまん延防止のため緊急に必要があるときは、国と連携しつつ予防接種法第6条の規定に基づき臨時の予防接種を行う。</p>	<p>5 予防接種の推進 (1) 予防接種法の規定に基づき実施される予防接種については、各市町村に対し、地域の医師会等と十分な連携を図り、個別接種の推進やその他の対象者が接種を安心して受けられるよう地域の実情に応じた環境の整備等を図るとともに、接種率の向上のための施策を促す。</p> <p>(2) 海外渡航者等に対し、予防接種に関する必要な情報を提供する。</p> <p>(3) ワクチンの有効性及び安全性等を含め予防接種に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p>(4) 県は、感染症のまん延防止のため緊急に必要があるときは、国と連携しつつ予防接種法第6条の規定に基づき臨時の予防接種を行う。</p>		
<p>6 結核に係る定期の健康診断等 (1) 高齢者等のハイリスクグループ、発病した場合に公衆にまん延させおそれがある業務に従事している者に対する有効かつ合理的な定期の健康診断を重点的に実施するように努める。</p> <p>(2) 市町村の意見を踏まえた上で、り患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定めるように努める。</p> <p>(3) 高齢者等に対する結核予防に係る総合的な対策を推進す</p>	<p>6 結核に係る定期の健康診断等 (1) 高齢者等のハイリスクグループ、発病した場合に公衆にまん延させおそれがある業務に従事している者に対する有効かつ合理的な定期の健康診断を重点的に実施するように努める。</p> <p>(2) 市町村の意見を踏まえた上で、り患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定めるように努める。</p> <p>(3) 高齢者等に対する結核予防に係る総合的な対策を推進す</p>		

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>る。</p> <p>(4) 直接服薬確認を基本とした包括的な治療戦略（日本版DOTS戦略）事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための関係医療機関との連携体制の構築を推進する。</p> <p><b>第2 感染症のまん延防止のための施策</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することに努めるとともに、患者等の人権を尊重することに配慮する。</p> <p>(2) 感染症のまん延防止は、県民自らが予防に努め、健康を守るため努力することが重要であることから、感染症発生動向調査等による情報の公表を行うとともに、患者等を含めた県民、医療機関等の理解と協力に基づいた施策の実施に努める。</p> <p>(3) 対人措置など一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、人権の尊重の観点から必要最小限のものとし、患者等の人権は十分に尊重する。</p> <p>(4) 対人措置及び対物措置の実施に当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。</p> <p>2 対人措置の発動</p> <p>(1) 健康診断、就業制限及び入院措置の適用に当たっては、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続き及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を適正に行う。</p>	<p>る。</p> <p>(4) 直接服薬確認を基本とした包括的な治療戦略（日本版DOTS戦略）事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための関係医療機関との連携体制の構築を推進する。</p> <p><b>第2 感染症のまん延防止のための施策</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することに努めるとともに、患者等の人権を尊重することに配慮する。</p> <p>(2) 感染症のまん延防止は、県民自らが予防に努め、健康を守るため努力することが重要であることから、感染症発生動向調査等による情報の公表を行うとともに、患者等を含めた県民、医療機関等の理解と協力に基づいた施策の実施に努める。</p> <p>(3) 対人措置など一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、人権の尊重の観点から必要最小限のものとし、患者等の人権は十分に尊重する。</p> <p>(4) 対人措置及び対物措置の実施に当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。</p> <p>2 対人措置の発動</p> <p>(1) 健康診断、就業制限及び入院措置の適用に当たっては、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続き及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を適正に行う。</p> <p>(2) 検体の提出若しくは検体の採取に際しては、一類感染症、二類感染症又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっているか、疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっているか、疑うに足りる正当な理由のある者を対象とする。</p>	<p>2 検体の提出若しくは検体の採取に際しては、一類感染症、二類感染症又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっているか、疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっているか、疑うに足りる正当な理由のある者を対象とする。</p>	<p>・指針改正に伴う整理。</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>(2) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路等を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足る科学的理由のある者を対象とする。</p> <p>また、適時、的確な情報を提供することによって、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨していく。</p> <p>(3) 就業制限については、当該患者の自覚に基づく自発的な休暇取得や就業制限の対象以外の業務への一時的従事といった対応を基本とし、不必要にその適用を拡大させないよう配慮する。</p> <p>(4) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とし、保健所長が入院勧告を行う際は、患者等に対して、入院の理由をはじめ、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。また、保健所は入院勧告等の実施後は、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。</p> <p>また、入院後は、法第 24 条の 2 に基づく処遇についての苦情の申出や医師の十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。</p> <p>(5) 入院患者等が法第 22 条第 3 項の規定に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。</p>	<p>象とする。</p> <p>(3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路等を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足る科学的理由のある者を対象とする。</p> <p>また、適時、的確な情報を提供することによって、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨していく。</p> <p>(4) 就業制限については、当該患者の自覚に基づく自発的な休暇取得や就業制限の対象以外の業務への一時的従事といった対応を基本とし、不必要にその適用を拡大させないよう配慮する。</p> <p>(5) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とし、保健所長が入院勧告を行う際は、患者等に対して、入院の理由をはじめ、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。また、保健所は入院勧告等の実施後は、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。</p> <p>また、入院後は、法第 24 条の 2 に基づく処遇についての苦情の申出や医師の十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。</p> <p>(6) 入院患者等が法第 22 条第 3 項の規定に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。</p>	<p>とすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番号の整理</li> <li>・ 項番号の整理</li> <li>・ 項番号の整理</li> </ul>
<p>3 感染症の診査に関する協議会</p> <p>(1) 感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）は、「岩手県感染症診査協議会条例」に基づき、各保健所に設置する。</p> <p>(2) 診査協議会における審議においては、患者等への医療及び人権の尊重を考慮する。</p> <p>4 対物措置の発動</p> <p>個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物の立入制限又は封鎖、交通遮断等</p>	<p>3 感染症の診査に関する協議会</p> <p>(1) 感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）は、「岩手県感染症診査協議会条例」に基づき、各保健所に設置する。</p> <p>(2) 診査協議会における審議においては、患者等への医療及び人権の尊重を考慮する。</p> <p>4 対物措置の発動</p> <p>個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物の立入制限又は封鎖、交通遮断等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番号の整理及びブフォンの変更</li> </ul>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>の措置を発動するに当たっては、市町村等関係機関との連携を図り、関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、個人の権利を尊重しつつ、最小限の範囲で実施する。</p> <p>5 積極的疫学調査</p> <p>(1) 積極的疫学調査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにする必要があるときに、患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、当該感染症の患者等への質問や必要な調査を行う。</p> <p>(2) 積極的疫学調査は個別の事例に応じた適切な判断に基づき、主に以下にあげる場合について行う。</p> <p>ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生した場合</p> <p>イ 五類感染症については、感染症発生動向調査の結果において通常と異なる傾向が認められた場合</p> <p>ウ 国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における感染症の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合</p> <p>エ 感染症を媒介すると疑われる動物及び昆虫等についての調査が必要な場合</p> <p>(3) 積極的疫学調査の実施に当たっては、保健所並びに環境保健研究センターをはじめ、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、他の都道府県の地方衛生研究所及びその他の関係者の理解と協力を得つつ、地域における詳細な把握を進めていく。</p> <p>また、他自治体等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行う。</p> <p>(4) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国と連携をとりながら、必要な情報の収集と提供を行う。</p> <p>6 新感染症への対応</p> <p>新感染症のまん延を防止するための体制整備を図るとともに、その発生時や新感染症が疑われる症例が報告された場合は、国からの積極的な指導助言を求めながら対応する。</p>	<p>の措置を発動するに当たっては、市町村等関係機関との連携を図り、関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、個人の権利を尊重しつつ、最小限の範囲で実施する。</p> <p>5 積極的疫学調査</p> <p>(1) 積極的疫学調査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにする必要があるときに、患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、当該感染症の患者等への質問や必要な調査を行う。</p> <p>(2) 積極的疫学調査は個別の事例に応じた適切な判断に基づき、主に以下にあげる場合について行う。</p> <p>ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、感染症発生動向調査の結果において通常と異なる傾向が認められた場合</p> <p>ウ 国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における感染症の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合</p> <p>エ 感染症を媒介すると疑われる動物及び昆虫等についての調査が必要な場合</p> <p>(3) 積極的疫学調査の実施に当たっては、保健所並びに環境保健研究センターをはじめ、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、他の都道府県の地方衛生研究所及びその他の関係者の理解と協力を得つつ、地域における詳細な把握を進めていく。</p> <p>また、他自治体等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行う。</p> <p>(4) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国と連携をとりながら、必要な情報の収集と提供を行う。</p> <p>6 新感染症への対応</p> <p>新感染症のまん延を防止するための体制整備を図るとともに、その発生時や新感染症が疑われる症例が報告された場合は、国からの積極的な指導助言を求めながら対応する。</p>	<p>(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～</p> <p>2 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルス感染症等の感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生しているおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。</p>	<p>・<b>指針改正に伴う整理。</b></p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>7 感染症対策と食品衛生対策との連携</p> <p>(1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、食品衛生部門が病原体の検査等の一次的な原因究明を行い、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行う。</p> <p>(2) 感染症対策部門においては、二次感染によるまん延防止を図るため、感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 原因食品の究明に当たっては、保健所は環境保健研究センター、国立試験研究機関等との連携を図る。</p> <p>8 感染症対策と環境衛生対策との連携</p> <p>水や土壌、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症については、環境衛生部門が病原体の検査等の一次的な原因究明を行い、感染症対策部門においては、二次感染によるまん延防止を図るため、感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講ずる。</p> <p><b>第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>病原体等の検査は、人権の尊重の観点や感染拡大防止の観点からも、極めて重要であることから、環境保健研究センターにおける検査能力の向上、体制の整備を進めていくとともに、感染症指定医療機関をはじめとして、一般医療機関の検査室、民間の検査機関等に対し検査能力の向上を促すとともに、その連携体制の確立を図る。</p> <p>2 本県における感染症の病原体等の検査の推進</p> <p>(1) 環境保健研究センターは、感染症の病原体等に関する検査について、病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(2) 環境保健研究センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、県内の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集や提供並びに指導を行うことに努める。</p>	<p>7 感染症対策と食品衛生対策との連携</p> <p>(1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、食品衛生部門が病原体の検査等の一次的な原因究明を行い、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行う。</p> <p>(2) 感染症対策部門においては、二次感染によるまん延防止を図るため、感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 原因食品の究明に当たっては、保健所は環境保健研究センター、国立試験研究機関等との連携を図る。</p> <p>8 感染症対策と環境衛生対策との連携</p> <p>水や土壌、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症については、環境衛生部門が病原体の検査等の一次的な原因究明を行い、感染症対策部門においては、二次感染によるまん延防止を図るため、感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講ずる。</p> <p><b>第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>病原体等の検査は、人権の尊重の観点や感染拡大防止の観点からも、極めて重要であることから、環境保健研究センターにおける検査能力の向上、体制の整備を進めていくとともに、感染症指定医療機関をはじめとして、一般医療機関の検査室、民間の検査機関等に対し検査能力の向上を促すとともに、その連携体制の確立を図る。</p> <p>2 本県における感染症の病原体等の検査の推進</p> <p>(1) 環境保健研究センターは、感染症の病原体等に関する検査について、病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(2) 環境保健研究センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、県内の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集や提供並びに指導を行うことに努める。</p>		

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>(3) 保健所においては、環境保健研究センターと連携して、<u>自らの役割を果たさせるよう検査機能等の充実を図る。</u></p> <p>(4) 感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生动向調査の基本をなすものであることから、環境保健研究センターでは、病原体等に関する情報の収集並びに患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析できる体制の構築を図る。</p> <p>3 関係機関及び団体との連携 病原体等の情報の収集に当たっては、医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることとし、特別な技術が必要とされる検査等については、県内の大学、国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、環境保健研究センター等とが相互に連携を図って実施していく。</p> <p><b>第3章 感染症に係る医療提供体制</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、病原体の感染力を減弱又は消失させることにより感染症のまん延を防止することを基本とする。</p> <p>(2) 実際の医療現場においては、感染症医療は必ずしも感染者を社会から隔離することを目的とした医療ではなく、一般医療の延長線上にあるとの認識の下に、感染症の患者に対し、必要な感染症のまん延防止の措置をとった上で、可能な限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供するよう努める。</p> <p>また、この際、通信の自由を保障することが実効的に担保されるように必要な措置を講ずる。</p> <p>さらに、患者の心身の状況を踏まえつつ、患者がいたずらに不安に陥らないようカウンセリング（相談）を進めることに配慮する。</p> <p>また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を</p>	<p>(3) 保健所においては、環境保健研究センターが行う感染症の病原体等に関する検査が迅速かつ的確に実施されるよう協力する。</p> <p>(4) 感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生动向調査の基本をなすものであることから、環境保健研究センターでは、病原体等に関する情報の収集並びに患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析できる体制の構築を図るとともに、<u>保健所はこれに協力する。</u></p> <p>3 関係機関及び団体との連携 病原体等の情報の収集に当たっては、医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることとし、特別な技術が必要とされる検査等については、県内の大学、国立感染症研究所、<u>国立国際医療研究センター</u>、環境保健研究センター等とが相互に連携を図って実施していく。</p> <p><b>第3章 感染症に係る医療提供体制</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、病原体の感染力を減弱又は消失させることにより感染症のまん延を防止することを基本とする。</p> <p>(2) 実際の医療現場においては、感染症医療は必ずしも感染者を社会から隔離することを目的とした医療ではなく、一般医療の延長線上にあるとの認識の下に、感染症の患者に対し、必要な感染症のまん延防止の措置をとった上で、可能な限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供するよう努める。</p> <p>また、この際、通信の自由を保障することが実効的に担保されるように必要な措置を講ずる。</p> <p>さらに、患者の心身の状況を踏まえつつ、患者がいたずらに不安に陥らないようカウンセリング（相談）を進めることに配慮する。</p> <p>また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を</p>	<p>・組織改編による整理。</p> <p>・組織改編による整理。</p> <p>・指針改正に伴う整理。</p>	



改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うように努める。</p> <p>(3) 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて役割を果たすとともに、相互に、また、国立感染症研究所及び国立国際医療センター等との連携に努める。</p> <p>2 感染症指定医療機関の確保</p> <p>(1) 第一種感染症指定医療機関 主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、<u>表1-9</u>に指定する。ただし、指定するまでの間に一類感染症患者が発生した場合は、<u>第一種感染症指定医療機関を保有する都道府県の協力が得られ、患者等の移送が可能</u>な場合にあっては、当該都道府県を通じて、<u>指定医療機関に入院治療を委託する。</u></p> <p>なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、<u>法第19条第1項</u>ただし書の規定により、知事が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得つつ、患者の治療及び感染症のまん延防止に万全を期すものとする。</p> <p>(2) 第二種感染症指定医療機関 二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、<u>次表のとおり第二種感染症指定医療機関を指定する。</u></p> <p>(3) <u>結核指定医療機関</u> 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関とし</p>	<p>めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うように努める。</p> <p>(3) 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて役割を果たすとともに、相互に、また、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター等との連携に努める。</p> <p>2 感染症指定医療機関の確保</p> <p>(1) 第一種感染症指定医療機関 主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>等の感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、<u>表1の</u>とおり<u>第一種感染症指定医療機関を指定する。</u></p> <p>なお、一類感染症患者（疑似症患者を含む。）に対する医療については、「<u>盛岡市立病院の第一類感染症指定医療機関（病床）に対する支援に関する協定</u>」（平成20年3月25日）に基づき、関係医療機関の支援を受ける。</p> <p>また、<u>患者の病状等から患者の移送が困難な場合等</u>においては、<u>法第19条第1項</u>ただし書の規定により、知事が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得つつ、患者の治療及び感染症のまん延防止に万全を期すものとする。</p> <p>(2) 第二種感染症指定医療機関 二類感染症又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、<u>表2のとおり第二種感染症指定医療機関を指定する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制</p> <p>1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>等の感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、<u>法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するもの</u>について、その開設者の同意を得て、<u>第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に</u>一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症、<u>二類感染症又は新型コロナウイルス感染症</u>等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、<u>病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が一都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症</u>等感染症の患者の入院を担当させる<u>第一種感染症指定医療機関として指定することができる。</u></p> <p>2 都道府県知事は、<u>二類感染症又は新型コロナウイルス感染症</u>等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、<u>法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するもの</u>について、その開設者の同意を得て、<u>第二種感染症指定医療機関</u>に指定することとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針改正に伴う整理。</li> <li>・ 指針改正に伴う整理。</li> <li>・ 時点修正（第一種感染症指定医療機関の指定による整理）。</li> <li>・ 県独自の改正 平成20年3月25日付けで県、県立中央病院、盛岡赤十字病院、国立病院機構盛岡病院、岩手医科大学附属病院及び盛岡市立病院と「盛岡市立病院の第一類感染症指定医療機関（病床）に対する支援に関する協定」を締結したことから追記。</li> <li>・ フォントの変更</li> <li>・ 指針改正に伴う整理。</li> <li>・ 指針改正に伴う整理。</li> </ul>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考																																																
<p>二、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関を指定する。</p> <p>(4) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型コロナウイルスエンゼルの広域的かつ大規模な流行時の必要な対応についてあらかじめ定めておくように努める。</p> <p>(5) その他 一類感染症、二類感染症等で、国内に患者が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合は、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制の確立に努める。</p>	<p>改正後</p> <p>(3) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型コロナウイルスエンゼルの広域的かつ大規模な流行時の必要な対応についてあらかじめ定めておくように努める。</p> <p>(4) その他 一類感染症、二類感染症等で、国内に患者が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合は、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制の確立に努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番号の整理</li> <li>・ 項番号の整理</li> </ul>																																																
<p>表 1 第一種感染症指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="694 98 790 241"> <thead> <tr> <th>指定医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>感染症病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮5-15 -1</td> <td>2床</td> </tr> </tbody> </table>	指定医療機関名	所在地	感染症病床数	盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15 -1	2床	<p>表 2 第二種感染症指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="694 241 790 952"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>指定医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>感染症病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡</td> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮5-15 -1</td> <td>6床</td> </tr> <tr> <td>岩手中部</td> <td>社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院</td> <td>北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74</td> <td>4床 2床</td> </tr> <tr> <td>胆江</td> <td>奥州市総合水沢病院</td> <td>奥州市水沢区大手町3-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>両磐</td> <td>岩手県立千厩病院</td> <td>一関市千厩町千厩字草井沢32-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>気仙</td> <td>岩手県立大船渡病院</td> <td>大船渡市大船渡町字山馬越10-1</td> <td>4床</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数	盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15 -1	6床	岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院	北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74	4床 2床	胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床	両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床	気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正（第一種感染症指定医療機関の指定による整理）。</li> </ul>																		
指定医療機関名	所在地	感染症病床数																																																	
盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15 -1	2床																																																	
二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数																																																
盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15 -1	6床																																																
岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院	北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74	4床 2床																																																
胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床																																																
両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床																																																
気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床																																																
<p>表 第二種感染症指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="813 98 909 241"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>指定医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>感染症病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡</td> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮字小屋敷15-1</td> <td>6床</td> </tr> <tr> <td>岩手中部</td> <td>社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院</td> <td>北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74</td> <td>4床 2床</td> </tr> <tr> <td>胆江</td> <td>奥州市総合水沢病院</td> <td>奥州市水沢区大手町3-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>両磐</td> <td>岩手県立千厩病院</td> <td>一関市千厩町千厩字草井沢32-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>気仙</td> <td>岩手県立大船渡病院</td> <td>大船渡市大船渡町字山馬越10-1</td> <td>4床</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数	盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15-1	6床	岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院	北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74	4床 2床	胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床	両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床	気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床	<p>表 2 第二種感染症指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="813 241 909 952"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>指定医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>感染症病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡</td> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮5-15 -1</td> <td>6床</td> </tr> <tr> <td>岩手中部</td> <td>社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院</td> <td>北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74</td> <td>4床 2床</td> </tr> <tr> <td>胆江</td> <td>奥州市総合水沢病院</td> <td>奥州市水沢区大手町3-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>両磐</td> <td>岩手県立千厩病院</td> <td>一関市千厩町千厩字草井沢32-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>気仙</td> <td>岩手県立大船渡病院</td> <td>大船渡市大船渡町字山馬越10-1</td> <td>4床</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数	盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15 -1	6床	岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院	北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74	4床 2床	胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床	両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床	気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正（大槌病院の削除）。</li> </ul>
二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数																																																
盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15-1	6床																																																
岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院	北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74	4床 2床																																																
胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床																																																
両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床																																																
気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床																																																
二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数																																																
盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15 -1	6床																																																
岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院 岩手県立遠野病院	北上市花園町1-6 -8 遠野市松崎町白岩1 4-74	4床 2床																																																
胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床																																																
両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床																																																
気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床																																																

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考												
<p>3 感染症の患者等の移送</p> <p>(1) 新感染症の所見がある者並びに一類感染症の患者の移送については、国の技術的な指導及び助言のもとに、原則として県が配備している隔離移送装置付移送車両を使用する。</p> <p>(2) 二類感染症の患者の移送については、原則として患者発生地を管轄する保健所が移送手段を確保する。</p> <p>(3) 保健所長は、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合若しくは緊急を要する場合等やむを得ないと認めるときは、<u>関</u>係市町村、<u>消</u>防機関並びに<u>医</u>療機関等に対して<u>二</u>類感染症患者の移送について協力を要請する。</p> <p>(4) 医療機関は、消防機関等により移送された患者等が新感染症、一類感染症、二類感染症及び三類感染症の患者等であると判明した場合には、当該消防機関等に対しその旨を連絡する。また、医療機関から患者発生等の届出を受けた保健所は、必要に応じて、移送した消防機関等に対して感染症のまん延防止のための指導を行う。</p>	<p>改正後</p> <p>(削除)</p> <table border="1" data-bbox="178 974 454 1550"> <tr> <td>宮古</td> <td>岩手県立宮古病院</td> <td>宮古市大字崎鞆ヶ崎 1-11-26</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>久慈</td> <td>岩手県立久慈病院</td> <td>久慈市旭町10-1</td> <td>4床</td> </tr> <tr> <td>二戸</td> <td>岩手県立二戸病院</td> <td>二戸郡一戸町一戸字 砂森60-1</td> <td>4床</td> </tr> </table> <p>3 感染症の患者等の移送</p> <p>(1) 新感染症の所見がある者並びに一類感染症の患者の移送については、国の技術的な指導及び助言のもとに、原則として県が配備している隔離移送装置付移送車両を使用する。</p> <p>(2) 二類感染症又は新インフルエンザ等感染症の患者の移送については、原則として県が配備している隔離移送装置付移送車両を使用する。</p> <p>(3) 保健所長は、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合若しくは緊急を要する場合等やむを得ないと認めるときは、<u>新</u>感染症の所見がある者並びに、<u>一</u>類感染症、<u>二</u>類感染症及び<u>新</u>型インフルエンザ等感染症の患者の移送について、「<u>感</u>染症患者の移送に係る協定」(平成28年3月31日締結)に基づき、<u>消</u>防機関等に対して協力を要請する。また、<u>二</u>類感染症患者の移送については、<u>関</u>係市町村及び<u>医</u>療機関等に対して協力を要請する。</p> <p>(4) 医療機関は、消防機関等により移送された患者等が新感染症、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者等であると判明した場合には、当該消防機関等に対しその旨を連絡する。また、医療機関から患者発生等の届出を受けた保健所は、必要に応じて、移送した消防機関等に対して感染症のまん延防止のための指導を行う。</p>	宮古	岩手県立宮古病院	宮古市大字崎鞆ヶ崎 1-11-26	4床	久慈	岩手県立久慈病院	久慈市旭町10-1	4床	二戸	岩手県立二戸病院	二戸郡一戸町一戸字 砂森60-1	4床	<p>(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～</p> <p>上記2に同じ。</p> <p>4 都道府県知事等は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関し、適切に情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策の実施等に万全を期すことが重要である。また、新感染症の所見がある者の移送の場合には、国が積極的に協力することが重要である。</p> <p>さらに、消防機関が移送した傷病者が法第十二条第一項第一号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関して適切に情報等を提供することが重要である。</p>	<p>・<b>指針改正に伴う整理。</b></p> <p>・県独自の改正</p> <p>平成28年3月31日付けで県内各消防機関と「感染症患者の移送に係る協定」を締結したことから追記。</p> <p>・<b>指針は改正されていないが、法令の表現に即した整理。</b></p>
宮古	岩手県立宮古病院	宮古市大字崎鞆ヶ崎 1-11-26	4床												
久慈	岩手県立久慈病院	久慈市旭町10-1	4床												
二戸	岩手県立二戸病院	二戸郡一戸町一戸字 砂森60-1	4床												

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>4 集団発生時の医療提供体制</p> <p>一類感染症又は二類感染症の集団発生時等緊急やむを得ない理由がある場合には、一般医療機関に緊急避難的に入院させる場合があることから、県は迅速かつ的確な対応ができるよう医師会等医療関係団体を通じて、あらかじめ協力を要請するなどの必要な対策を講ずる。</p>	<p>4 集団発生時の医療提供体制</p> <p>一類感染症又は二類感染症の集団発生時等緊急やむを得ない理由がある場合には、一般医療機関に緊急避難的に入院させる場合があることから、県は迅速かつ的確な対応ができるよう医師会等医療関係団体を通じて、あらかじめ協力を要請するなどの必要な対策を講ずる。</p> <p>5 医薬品の備蓄又は確保</p> <p>新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。</p>	<p>5 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。</p> <p>6 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。</p>	<p>・ 指針改正に伴う整理。</p>
<p>5. その他の感染症に係る医療提供体制</p> <p>(1) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関でもその機会が十分にあることから、一般医療機関に対しても、国等から提供された感染症に関する情報を提供するとともに、施設内の感染防止のために必要な配慮を促す。</p> <p>また、地域における感染症の医療提供を円滑にするために、一般医療機関に対し、第一種感染症指定医療機関等を中心として感染症の医療に関する支援体制の構築を図るとともに、情報提供体制の整備を図る。</p> <p>(2) 一般医療機関においても、感染症の患者が差別的な取扱いがなされることなく、良質かつ適切な医療の提供が行われるよう、医師会等医療関係団体を通じて緊密な連携を図る。</p>	<p>6. その他の感染症に係る医療提供体制</p> <p>(1) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、感染症患者は、感染症に罹患していることを知らずに一般医療機関の診察を受けるなど、一般医療機関でも<u>感染症の患者に係る医療を提供する機会が十分にあることから</u>、一般医療機関に対しても、国等から提供された感染症に関する情報を提供するとともに、施設内の感染防止のために必要な配慮を促す。</p> <p>また、地域における感染症の医療提供を円滑にするために、一般医療機関に対し、第一種感染症指定医療機関等を中心として感染症の医療に関する支援体制の構築を図るとともに、情報提供体制の整備を図る。</p> <p>(2) 一般医療機関においても、感染症の患者が差別的な取扱いがなされることなく、良質かつ適切な医療の提供が行われるよう、医師会等医療関係団体を通じて緊密な連携を図る。</p>	<p>6 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。</p>	<p>・ 項番号の整理</p> <p>・ 保健所の意見を踏まえた追加</p>
<p>6. 医師会等医療関係団体との連携</p> <p>(1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、県は、感染症指定医療機関に対し、積極的な指導を行う。また、保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等医療関係団体との緊密な連携を図る。</p> <p>(2) 一般の医療機関は、感染症の患者を診察する最初の医療機関であり、当該医療機関での対応が感染症予防の観点から、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも、その役割が極めて重要であることから、医師会等</p>	<p>7. 医師会等医療関係団体との連携</p> <p>(1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、県は、感染症指定医療機関に対し、積極的な指導を行う。また、保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等医療関係団体との緊密な連携を図る。</p> <p>(2) 一般の医療機関は、感染症の患者を診察する最初の医療機関であり、当該医療機関での対応が感染症予防の観点から、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも、その役割が極めて重要であることから、医師会等</p>	<p>7 医師会等医療関係団体との連携</p> <p>(1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、県は、感染症指定医療機関に対し、積極的な指導を行う。また、保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等医療関係団体との緊密な連携を図る。</p> <p>(2) 一般の医療機関は、感染症の患者を診察する最初の医療機関であり、当該医療機関での対応が感染症予防の観点から、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも、その役割が極めて重要であることから、医師会等</p>	<p>・ 項番号の整理</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>医療関係団体との連携を通じて、一般医療機関との有機的な連携をとっていくことに努める。</p> <p><b>第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。）に関する事項</b></p> <p>1 基本的な考え方 平時から県内の各市町村及び隣接する各県等に対し、感染症発生動向調査及びその他の情報を提供するなど、密接な連携を保つとともに、広域的又は大規模な感染症が発生した場合、関係する自治体との連携・協力体制を確保する。 また、一類感染症など緊急にその発生の予防やまん延の防止並びに医療の提供体制等の対策を講じる必要がある場合には、個別の計画を定めるなどの対応を講じるよう努める。</p> <p>2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合、県は具体的な医療提供体制や移送の方法等、必要な対策について、計画を定める。 (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状等を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。 (3) 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、国が緊急の必要があると認めるときは、国と十分連携を図り、迅速かつ的確な対策が講じられるよう必要な協力をを行う。</p>	<p>医療関係団体との連携を通じて、一般医療機関との有機的な連携をとっていくことに努める。</p> <p>(3) 感染症の発生時に迅速かつ的確に対応するため、県は、関係機関と適宜、情報伝達等の発生時対応訓練を実施し、情報連絡体制等の整備に努める。</p> <p><b>第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。）に関する事項</b></p> <p>1 基本的な考え方 平時から県内の各市町村及び隣接する各県等に対し、感染症発生動向調査及びその他の情報を提供するなど、密接な連携を保つとともに、広域的又は大規模な感染症が発生した場合、関係する自治体との連携・協力体制を確保する。 また、一類感染症など緊急にその発生の予防やまん延の防止並びに医療の提供体制等の対策を講じる必要がある場合には、個別の計画を定めるなどの対応を講じるよう努める。</p> <p>2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合、県は具体的な医療提供体制や移送の方法等、必要な対策について、計画を定める。 (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、<u>ICAT</u>を派遣し、状況把握に努めるとともに、感染症の患者の病状等を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとともに必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。 (3) 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、国が緊急の必要があると認めるときは、国と十分連携を図り、迅速かつ的確な対策が講じられるよう必要な協力をを行う。</p>		<p>・<b>県独自の改正</b> 県では、保健所ごとに、新型インフルエンザ等に係る訓練を実施していることから追記。</p> <p>・<b>県独自の改正</b> <u>ICAT</u>を追記</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>(4) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県は、国に専門家、職員の派遣等必要な支援を速やかに要請する。</p> <p>3 本県における緊急連絡体制の確保</p> <p>(1) 国との連絡体制</p> <p>ア 法第12条第2項に規定する感染症の発生状況等に関する国への報告等は速やかに行うとともに、特に新感染症や指定感染症への対応を行うに当たっては、国との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 検査所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検査所と連携して、水際でのまん延の防止に努める。</p> <p>ウ 緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行なわれる方法により行うこととする。</p> <p>エ 緊急時においては、当該感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について国から積極的に情報収集するとともに、本県における患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供するなど、国と緊密な連携をとるよう努める。</p> <p>(2) 地方公共団体相互間の連絡体制</p> <p>ア 同一保健所管内の複数の市町村にわたって感染症の患者等が発生した場合、保健所長は、迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係市町村間の連絡調整を行う。</p> <p>イ 複数の保健所管内の市町村にわたって感染症の患者等が発生した場合、保健所長は、迅速かつ的確な対応が取れるよう、県と協議のうえ各保健所において関係市町村間の連絡調整を行う。</p> <p>ウ 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合、県は、関係自治体等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制を強化し、感染の拡大防止に努める。</p> <p>エ 患者の広域にわたる集団発生等の場合、本県のみでは防疫体制をとることが困難な場合が想定されることから、県は平時から隣接する県との協力体制の整備に努める。</p> <p>(3) 関係機関及び団体との連携</p> <p>緊急時には速やかに岩手県保健福祉部感染症対策本部並び</p>	<p>(4) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県は、国に専門家、職員の派遣等必要な支援を速やかに要請する。</p> <p>3 本県における緊急連絡体制の確保</p> <p>(1) 国との連絡体制</p> <p>ア 法第12条第2項に規定する感染症の発生状況等に関する国への報告等は速やかに行うとともに、特に新感染症や指定感染症への対応を行うに当たっては、国との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 検査所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検査所と連携して、水際でのまん延の防止に努める。</p> <p>ウ 緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行なわれる方法により行うこととする。</p> <p>エ 緊急時においては、当該感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について国から積極的に情報収集するとともに、本県における患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供するなど、国と緊密な連携をとるよう努める。</p> <p>(2) 地方公共団体相互間の連絡体制</p> <p>ア 同一保健所管内の複数の市町村にわたって感染症の患者等が発生した場合、保健所長は、迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係市町村間の連絡調整を行う。</p> <p>イ 複数の保健所管内の市町村にわたって感染症の患者等が発生した場合、保健所長は、迅速かつ的確な対応が取れるよう、県と協議のうえ各保健所において関係市町村間の連絡調整を行う。</p> <p>ウ 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合、県は、関係自治体等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制を強化し、感染の拡大防止に努める。</p> <p>エ 患者の広域にわたる集団発生等の場合、本県のみでは防疫体制をとることが困難な場合が想定されることから、県は平時から隣接する県との協力体制の整備に努める。</p> <p>(3) 関係機関及び団体との連携</p> <p>緊急時には速やかに岩手県保健福祉部感染症対策本部並び</p>	<p>(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォントの変更</li> </ul>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>に保健所感染症対策本部を設置する等により、関係機関及び団体との連携を図るとともに、感染症の発生が広域にわたる場合には、岩手県危機管理対応方針に基づき県対策本部を設置する等、本県の組織及び機能を挙げて対応する。</p> <p>(4) 緊急時における情報提供 緊急時においては、パニック防止という観点も考慮しつつ、感染症の患者の発生状況や医学的な知見など県民が感染症予防等の対策を講じる上で有益な情報を関係機関からの通知、マスコミ、ホームページ等を利用して可能な限り提供するよう努める。</p> <p><b>第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進</b></p> <p>1 基本的な考え方 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究について積極的な推進を図る。</p> <p>2 本県における調査研究の推進 (1) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所と県における感染症及び病原体等の技術的・専門的機関である環境保健研究センターは、連携を図りながら計画的な調査研究に取組む。 (2) 保健所は、感染症の対策に必要な疫学的調査及び研究を環境保健研究センター等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症情報の発信拠点となる等、感染症対策を実践していくことに努める。 (3) 環境保健研究センターは、感染症及び病原体等の調査研究、試験検査、研修指導及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表を行い、本県における感染症の専門的、技術的機関としての役割を担う。</p> <p>3 関係機関及び団体との連携 感染症及び病原体等に関する調査研究に当たっては、関係機関が適切な役割分担を行うことが重要であることから、県内の大学をはじめ、国立感染症研究所及び国立国際医療センターなどの関係研究機関等との十分な連携を図る。</p>	<p>に保健所感染症対策本部を設置する等により、関係機関及び団体との連携を図るとともに、感染症の発生が広域にわたる場合には、岩手県危機管理対応方針に基づき県対策本部を設置する等、本県の組織及び機能を挙げて対応する。</p> <p>(4) 緊急時における情報提供 緊急時においては、パニック防止という観点も考慮しつつ、感染症の患者の発生状況や医学的な知見など県民が感染症予防等の対策を講じる上で有益な情報を関係機関からの通知、マスコミ、ホームページ等を利用して可能な限り提供するよう努める。</p> <p><b>第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進</b></p> <p>1 基本的な考え方 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究について積極的な推進を図る。</p> <p>2 本県における調査研究の推進 (1) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所と県における感染症及び病原体等の技術的・専門的機関である環境保健研究センターは、連携を図りながら計画的な調査研究に取組む。 (2) 保健所は、感染症の対策に必要な疫学的調査及び研究を環境保健研究センター等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症情報の発信拠点となる等、感染症対策を実践していくことに努める。 (3) 環境保健研究センターは、感染症及び病原体等の調査研究、試験検査、研修指導及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表を行い、本県における感染症の専門的、技術的機関としての役割を担う。</p> <p>3 関係機関及び団体との連携 感染症及び病原体等に関する調査研究に当たっては、関係機関が適切な役割分担を行うことが重要であることから、県内の大学をはじめ、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構</p>		
			<p>・指針改正に伴う整理。</p>

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p><b>第6章 感染症に関する人材の養成と確保</b></p> <p>1 基本的な考え方 現在、感染症の専門的知見を有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる人材が必要となっていることを踏まえ、感染症に関する基本的知識や研究成果の現場への普及等を目的とした人材の養成を行う。</p> <p>2 本県における感染症に関する人材の養成 (1) 県、保健所及び環境保健研究センターの職員について、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される研修会、関係団体等が実施するセミナー、講習会等へ積極的に派遣するとともに、県における感染症対策のための研修会等を開催し、保健所職員等に対する研修の充実を図る。 また、上記研修等で育成した職員等の活用を図り、保健所職員等の専門性の向上を図る。 (2) 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。 (3) 感染症指定医療機関をはじめとする医療機関の医師に対しては、国が実施する研修等への積極的な参加を支援するなど、感染症の医療に関する専門的な知識を有する医師の養成に努める。 また、これらの研修を終えた医師は、一般医療機関の医師に対し、感染症の医療に関する助言等を行うことにより医療技術の向上を図る。</p>	<p>などの関係研究機関等との十分な連携を図る。</p> <p><b>第6章 感染症に関する人材の養成と確保</b></p> <p>1 基本的な考え方 現在、国内において感染者が減少している感染症の専門的知見を有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる人材が必要となっていることを踏まえ、感染症に関する基本的知識や研究成果の現場への普及等を目的とした人材の養成を行う。</p> <p>2 本県における感染症に関する人材の養成 (1) 県、保健所及び環境保健研究センターの職員について、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される研修会、関係団体等が実施するセミナー、講習会等へ積極的に派遣するとともに、県における感染症対策のための研修会等を開催し、保健所職員等に対する研修の充実を図る。 また、上記研修等で育成した職員等の活用を図り、保健所職員等の専門性の向上を図る。 (2) 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。 (3) 感染症指定医療機関をはじめとする医療機関の医師に対しては、国が実施する研修等への積極的な参加を支援するなど、感染症の医療に関する専門的な知識を有する医師の養成に努める。 また、これらの研修を終えた医師は、一般医療機関の医師に対し、感染症の医療に関する助言等を行うことにより医療技術の向上を図る。</p>	<p>第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項</p> <p>一 人材の養成に関する基本的な考え方 現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要となつてきていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことのできる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。</p>	<p>・ 指針改正に伴う整理。</p> <p>・ 誤記訂正</p>



改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p><b>第7章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の 人権の尊重</b></p> <p>1 基本的な考え方 県、保健所及び市町村においては、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行い、県民においては、感染症について正しい知識を持ち、自ら予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮していく。 このため、それぞれの役割のもと、感染症のまん延の防止のための施策を実施するに当たっては、人権を十分に尊重する。</p> <p>2 本県における予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策 (1) 患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着 ア 感染症の患者等への調査に当たっては、患者等に直接面接して聞き取り調査を行うなどプライバシーの保護には十分に留意することとする。また、入院患者に対する調査の実施に当たっては、担当医師の了解を得て行うこととし、乳幼児、児童及び生徒への調査については、併せて保護者の了解を得ることとする。 イ 関係機関においては、患者等の個人情報の取り扱いには慎重を期し、個人を特定できる情報を知り得る者を限定するなど、個人情報の流失防止を図るものとする。 (2) 患者情報の流失防止等のための具体的施策 ア 県、保健所、市町村等において患者情報を取り扱う際には、個人情報に関係者以外の目に触れることのないよう十分に注意することとする。 イ 保健所長は、感染症指定医療機関の職員等に対し、患者情報について守秘義務があることの周知徹底を図るものとする。 ウ 県及び保健所は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、一般医療機関の医師等に対して、感染症の患者の治療、移送時等に個人情報流失することがないよう注意を喚起するものとする。 エ 感染症の患者等に関する情報の保護等、人権尊重に関する</p>	<p><b>第7章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の 人権の尊重</b></p> <p>1 基本的な考え方 県、保健所及び市町村においては、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行い、県民においては、感染症について正しい知識を持ち、自ら予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮していく。 このため、それぞれの役割のもと、感染症のまん延の防止のための施策を実施するに当たっては、人権を十分に尊重する。</p> <p>2 本県における予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策 (1) 患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着 ア 感染症の患者等への調査に当たっては、患者等に直接面接して聞き取り調査を行うなどプライバシーの保護には十分に留意することとする。また、入院患者に対する調査の実施に当たっては、担当医師の了解を得て行うこととし、乳幼児、児童及び生徒への調査については、併せて保護者の了解を得ることとする。 イ 関係機関においては、患者等の個人情報の取り扱いには慎重を期し、個人を特定できる情報を知り得る者を限定するなど、個人情報の流失防止等のための具体的施策 (2) 患者情報の流失防止等のための具体的施策 ア 県、保健所、市町村等において患者情報を取り扱う際には、個人情報に関係者以外の目に触れることのないよう十分に注意することとする。 イ 保健所長は、感染症指定医療機関の職員等に対し、患者情報について守秘義務があることの周知徹底を図るものとする。 ウ 県及び保健所は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、一般医療機関の医師等に対して、感染症の患者の治療、移送時等に個人情報流失することがないよう注意を喚起するものとする。 エ 感染症の患者等に関する情報の保護等、人権尊重に関する</p>		

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>る研修を行い、感染症対策に従事する者の人権に対する意識の向上を図り、患者等の人権に対する配慮を徹底する。</p> <p>3 その他の方策</p> <p>(1) 患者等のプライバシーを保護するため、医師等が法第1.2条の規定による届出を行った場合は、保健所は状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知することに努める。</p> <p>(2) 外国人に対し、保健所等の窓口感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなど情報の提供に努める。</p> <p>(3) 公共施設や学校施設等に対し、感染症の予防の観点から自動水栓を整備するなど、施設の改善を働きかける。</p> <p><b>第8章 特定病原体等を適正に取扱う体制の確保</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行うこととする。</p> <p>2 本県における特定病原体等の適正な取扱いのための施策</p> <p>特定病原体等を所持する研究機関等は、法の規定を遵守し、その管理の徹底を図る。</p> <p>また、平素からその管理の徹底を図るとともに事故、災害等が発生した場合においては、厚生労働省等、関係各機関と十分な連携を図り、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する。</p> <p><b>第9章 その他の感染症の予防の推進</b></p> <p>1 施設内感染の防止</p> <p>病院、診療所、保育所並びに老人福祉施設等の関係者に対し、最新の医学的知見を踏まえた適切な情報を積極的に提供するとともに、施設内の患者並びに職員の健康管理を進める等、感染</p>	<p>る研修を行い、感染症対策に従事する者の人権に対する意識の向上を図り、患者等の人権に対する配慮を徹底する。</p> <p>3 その他の方策</p> <p>(1) 患者等のプライバシーを保護するため、医師等が法第1.2条の規定による届出を行った場合は、保健所は状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知することに努める。</p> <p>(2) 外国人に対し、保健所等の窓口感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなど情報の提供に努める。</p> <p>(3) 公共施設や学校施設等に対し、感染症の予防の観点から自動水栓を整備するなど、施設の改善を働きかける。</p> <p><b>第8章 特定病原体等を適正に取扱う体制の確保</b></p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行うこととする。</p> <p>2 本県における特定病原体等の適正な取扱いのための施策</p> <p>特定病原体等を所持する研究機関等は、法の規定を遵守し、その管理の徹底を図る。</p> <p>また、平素からその管理の徹底を図るとともに事故、災害等が発生した場合においては、厚生労働省等、関係各機関と十分な連携を図り、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する。</p> <p><b>第9章 その他の感染症の予防の推進</b></p> <p>1 施設内感染の防止</p> <p>病院、診療所、保育所並びに老人福祉施設等の関係者に対し、最新の医学的知見を踏まえた適切な情報を積極的に提供するとともに、施設内の患者並びに職員の健康管理を進める等、感染</p>	<p>・フロントの変更</p>	

改正前	改正後	(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ～抜粋～	備考
<p>しては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるために必要な情報の提供を図る。 また、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等医療関係団体の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していく。</p> <p>2 災害防疫 災害発生時における感染症の発生予防及びまん延防止の措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであることから、迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及びまん延の未然防止に努める。その際、各保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。</p> <p>3 動物由来感染症対策 (1) 動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等による届出の重要性について周知を図るとともに、保健所と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うなど連携を密にして、関係機関からの通知及びホームページ等を利用して県民に対する情報提供を行う。 (2) 動物由来感染症に関する動物の病原体保有状況調査等については積極的疫学調査の一環として、保健所、環境保健研究センター、動物等取扱者の指導を行う関係機関等が連携を図りながら、情報の収集、分析及び公表に必要な体制の構築に努める。</p>	<p>しては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるために必要な情報の提供を図る。 また、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等医療関係団体の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していく。</p> <p>2 災害防疫 災害発生時における感染症の発生予防及びまん延防止の措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであることから、迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及びまん延の未然防止に努める。その際、各保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。 また、必要に応じて、<u>ICAT</u> を派遣し、<u>生活環境の悪化から流行性の感染症まん延を制御するよう努める。</u></p> <p>3 動物由来感染症対策 (1) 動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等による届出の重要性について周知を図るとともに、保健所と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うなど連携を密にして、関係機関からの通知及びホームページ等を利用して県民に対する情報提供を行う。 (2) 動物由来感染症に関する動物の病原体保有状況調査等については積極的疫学調査の一環として、保健所、環境保健研究センター、動物等取扱者の指導を行う関係機関等が連携を図りながら、情報の収集、分析及び公表に必要な体制の構築に努める。</p> <p>平成11年 9月 策定 平成16年11月 一部改正 平成20年 1月 一部改正 平成30年 月 一部改正</p>		<p>・<b>県独自の改正</b> ICAT を追記</p> <p>・<b>改正履歴</b></p>

# 岩手県感染症予防計画

(改定案)

岩手県

平成 11 年 9 月

(平成 年 月改定)

## 目次

第1章 総則	1
第1 計画の目的	
第2 感染症対策の推進の基本的な方向	
第3 本県が果たすべき役割	
第4 県民が果たすべき役割	
第5 医師等が果たすべき役割	
第6 獣医師等の果たすべき役割	
第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	
第1 感染症の発生予防対策	4
1 基本的な考え方	
2 感染症発生動向調査	
3 感染症の予防対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携	
4 検疫所との連携	
5 予防接種の推進	
6 結核に係る定期の健康診断等	
第2 感染症のまん延防止のための施策	6
1 基本的な考え方	
2 対人措置の発動	
3 感染症の診査に関する協議会	
4 対物措置の発動	
5 積極的疫学調査	
6 新感染症への対応	
7 感染症対策と食品衛生対策との連携	
8 感染症対策と環境衛生対策との連携	
第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	8
1 基本的な考え方	
2 本県における感染症の病原体等の検査の推進	
3 関係機関及び団体との連携	

第3章 感染症に係る医療提供体制	10
1 基本的な考え方	
2 感染症指定医療機関の確保	
3 感染症の患者等の移送	
4 集団発生時の医療提供体制	
5 <u>医薬品の備蓄又は確保</u>	
6 その他の感染症に係る医療提供体制	
7 医師会等医療関係団体との連携	
第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 (国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	13
1 基本的な考え方	
2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	
3 本県における緊急連絡体制の確保	
第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	15
1 基本的な考え方	
2 本県における調査研究の推進	
3 関係機関及び団体との連携	
第6章 感染症に関する人材の養成と確保	16
1 基本的な考え方	
2 本県における感染症に関する人材の養成	
第7章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	17
1 基本的な考え方	
2 本県における予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重のための方策	
3 その他の方策	
第8章 特定病原体等を適正に取扱う体制の確保	18
1 基本的な考え方	
2 本県における特定病原体等の適正な取扱いのための施策	
第9章 その他の感染症の予防の推進	19
1 施設内感染の防止	
2 災害防疫	
3 動物由来感染症対策	

# 第1章 総 則

## 第1 計画の目的

- 1 本計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。
- 2 本計画は、法の規定に基づき厚生労働大臣が示す「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(平成 11 年厚生省告示第 115 号。以下「基本指針」という。)に即して策定するものであり、今後の感染症対策については、本計画、基本指針及び特定感染症予防指針が一体となって進められるものである。  
なお、特定感染症予防指針は、後天性免疫不全症候群(エイズ)等特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に関して、国が定めるものである。
- 3 本計画は、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、基本指針に即して、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直ししていくものである。
- 4 当該計画の変更に当たっては、あらかじめ、「岩手県感染症対策委員会」に諮問し、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴取するものである。

## 第2 感染症対策の推進の基本的な方向

### 1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表(以下「感染症発生動向調査」という。)を適切に実施するための体制(以下「感染症発生動向調査体制」という。)の整備、基本指針、特定感染症予防指針及び本計画に基づく取り組みを通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していく事前対応型行政として取り組んでいく。

### 2 個々の住民に対する感染症の予防及び治療に重点をおいた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、従来の集団防衛的な観点から、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民個人個人における感染症の予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重

ねによる社会全体の感染症予防対策を推進していく。

### 3 人権の尊重

- (1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療が受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会復帰できるような環境の整備に努める。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護に十分に留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、正しい知識の普及啓発をあらゆる機会を通じて行うよう努める。

### 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症のまん延防止に際して、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立ち、感染症の発生状況等の的確な把握並びに感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政の関係機関、健康危機管理事案発生時を想定し、感染制御対策に関して専門的な地域及び技能を有する者により編成された、「いわて感染制御支援チーム(Iwate Infection Control Assistance Team:ICAT(アイキヤット))。以下「ICAT」という。)及びその他の関係団体等が適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の構築を図るとともに基本指針等に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を図る。

### 5 予防接種の推進

予防接種は、感染症の予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものであることから、ワクチンの有効性、安全性に十分に留意しながら、感染症と予防接種に関する正しい知識の普及を進め、住民の理解を得つつ、積極的に推進していくことに努める。

## 第3 本県が果たすべき役割

### 1 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための基本的な役割

- (1) 正しい知識の普及
  - (2) 情報の収集及び分析並びに公表
  - (3) 研究の推進
  - (4) 人材の養成及び資質の向上並びに確保
  - (5) 迅速かつ正確な検査体制の整備
  - (6) 社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備
- 施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を尊重するとともに、地域の特性に配慮しつつ



国及び各地方公共団体並びに医師会等の医療関係団体と相互に連携を図る。

また、複数の都道府県等の広域的な地域での感染症のまん延のおそれがある際は、関係自治体等と相互に協力しながら対策を行うことが必要である。そのため、県は地域内での患者の移送体制と医療体制及び積極的疫学調査等の協力体制について、国と連携を図りながら近隣県等と対策連絡会議等の設置等を行い、定期的に協議を行う。

## 2 保健所及び環境保健研究センター

保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、また岩手県環境保健研究センター(以下「環境保健研究センター」という。)は本県における感染症の技術的かつ専門的機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応を進めるよう努める。

### 第4 県民が果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防とまん延防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。

また、感染症の患者等に対し、偏見や差別をもって患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。

### 第5 医師等が果たすべき役割

- 1 医師その他の医療関係者は、それぞれの立場で本県における感染症予防のための施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療の提供に努めなければならない。
- 2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、福祉施設、教育機関等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第6 獣医師等の果たすべき役割

- 1 獣医師その他の獣医療関係者は、それぞれの立場で本県における感染症の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。
- 2 動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体(以下「動物等」という。)が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

### 第1 感染症の発生予防対策

#### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症の予防対策においては、「事前対応型行政の構築」を中心として、具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。
- (2) 平時における感染症の予防対策については、感染症発生動向調査を中心として、食品衛生対策、環境衛生対策等の具体的対応を関係機関及び関係団体との連携を図りながら進めていく。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性、安全性が確認されている感染症については、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づき、適切に予防接種が行われるよう実施体制の整備に努める。

#### 2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症の予防施策の基本として、感染症発生動向調査を推進する。  
なお、なお、感染症発生動向調査の推進に当たっては、岩手県感染症対策委員会における感染症発生動向調査委員会との連携を図る。
- (2) 感染症発生動向調査の重要性について、特に現場の医師に対して理解を求め、医師会等医療関係団体を通じて、その協力を得ながら、適切に進めていくことに努める。
- (3) 法第 12 条に規定する届出の義務については、医師会等を通じて周知に努める。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症のまん延の防止のための措置が迅速かつ確に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、適切な届出が行われるよう努める。
- (4) 法第 14 条に規定する指定届出機関については、「岩手県感染症発生動向調査実施要綱」に基づき、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう定点(指定届出機関)の指定、配置を行う。なお、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても感染症の予防及びまん延の防止のための措置を迅速かつ適切に講ずることができるよう届出が適切に行われるように努める。
- (5) 環境保健研究センターでは、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表できる体制の構築に努め、患者に関する情報とともに体系的かつ一元的に機能する感染症発生動向調査体制の構築を図る。
- (6) 感染症発生動向調査で得られた情報については、医師会等医療関係団体、市町村及び学校等に対し定期的に提供するとともに、報道機関並びにインターネット(環境保健研究センター、医療政策室ホームページ)等を通じ広く県民に公表する。
- (7) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるために、

国内外の情報収集に努める。

### 3 感染症の予防対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

#### (1) 感染症の予防対策と食品衛生対策との連携

ア 食品媒介感染症の予防に当たっては、保健所長の指揮の下に、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導など、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となって実施する。

イ 感染症予防等に関する啓発普及や指導については、感染症対策部門が主体となって実施するとともに、食品衛生部門と連携を図りながら一体的、効果的に推進することに努める。

#### (2) 感染症の予防対策と環境衛生対策との連携

ア 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防対策においては、水道、特定建築物及び温泉等関係業種への指導など環境衛生部門が主体となって実施する。

イ 地域住民に対する感染症予防に関する正しい知識の普及、情報の提供については、感染症対策部門が主体となって実施するとともに、環境衛生部門と連携を図りながら、一体的、効果的に推進することに努める。

ウ 平時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除については、各地域において、各市町村が各々の判断で実施するものであるが、地域の住民の健康及び環境への影響を留意し、過剰な消毒、駆除とならないよう配慮する。

### 4 検疫所との連携

海外における感染症情報については、検疫所と連携を図りながら積極的な収集を図る。

また、検疫所からの通報に基づく海外渡航者等に係る感染症については、検疫所との十分な連携のもとに、水際でのまん延防止に努める。

### 5 予防接種の推進

(1) 予防接種法の規定に基づき実施される予防接種については、市町村に対し、地域の医師会等と十分な連携を図り、個別接種の推進やその他の対象者が接種を安心して受けられるよう地域の実情に応じた環境の整備等を図るとともに、接種率の向上のための施策を促す。

(2) 海外渡航者等に対し、予防接種に関する必要な情報を提供する。

(3) ワクチンの有効性及び安全性等を含め予防接種に関する正しい知識の普及に努める。

(4) 県は、感染症のまん延防止のため緊急に必要があるときは、国と連携しつつ予防接種法第6条の規定に基づく臨時の予防接種を行う。

### 6 結核に係る定期の健康診断等

(1) 高齢者等のハイリスクグループ、発病した場合に公衆にまん延させるおそれがある業務に従事している者に対する有効かつ合理的な定期の健康診断を重点的に実施するように努める。

(2) 市町村の意見を踏まえた上で、り患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者に

ついて定めるように努める。

- (3) 高齢者等に対する結核予防に係る総合的な対策を推進する。
- (4) 直接服薬確認を基本とした包括的な治療戦略(日本版 DOTS 戦略)事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための関係医療機関との連携体制の構築を推進する。

## 第2 感染症のまん延防止のための施策

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することに努めるとともに、患者等の人権を尊重することに配慮する。
- (2) 感染症のまん延防止は、県民自らが予防に努め、健康を守るため努力することが重要であることから、感染症発生動向調査等による情報の公表を行うとともに、患者等を含めた県民、医療機関等の理解と協力に基づいた施策の実施に努める。
- (3) 対人措置など一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、人権の尊重の観点から必要最小限のものとし、患者等の人権は十分に尊重する。
- (4) 対人措置及び対物措置の実施に当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。

### 2 対人措置の発動

- (1) 健康診断、就業制限及び入院措置の適用に当たっては、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするともに、審査請求に係る教示等の手続き及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を適正に行う。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置については、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象とする。
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路等を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足る科学的理由のある者を対象とする。  
また、適時、的確な情報を提供することによって、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨していく。
- (4) 就業制限については、当該患者の自覚に基づく自発的な休暇取得や就業制限の対象以外の業務への一時的従事といった対応を基本とし、不必要にその適用を拡大させないよう配慮する。

- (5) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とし、保健所長が入院勧告を行う際は、患者等に対して、入院の理由をはじめ、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。また、保健所は入院勧告等の実施後は、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

また、入院後は、法第 24 条の2に基づく処遇についての苦情の申出や医師の十分な説明やカウンセリング(相談)を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。

- (6) 入院患者等が法第 22 条第3項の規定に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

### 3 感染症の診査に関する協議会

- (1) 感染症の診査に関する協議会(以下「診査協議会」という。)は、「岩手県感染症診査協議会条例」に基づき、各保健所に設置する。
- (2) 診査協議会における審議においては、患者等への医療及び人権の尊重を考慮する。

### 4 対物措置の発動

個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物の立入制限又は封鎖、交通遮断等の措置を発動するに当たっては、市町村等関係機関との連携を図り、関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、個人の権利を尊重しつつ、最小限度の範囲で実施する。

### 5 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにする必要があるときに、患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、当該感染症の患者等への質問や必要な調査を行う。
- (2) 積極的疫学調査は個別の事例に応じた適切な判断に基づき、主に以下にあげる場合について行う。
- ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生した場合
  - イ 五類感染症については、感染症発生動向調査の結果において通常と異なる傾向が認められた場合
  - ウ 国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における感染症の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合
  - エ 感染症を媒介すると疑われる動物及び昆虫等についての調査が必要な場合
- (3) 積極的疫学調査の実施に当たっては、保健所並びに環境保健研究センターをはじめ、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県の

地方衛生研究所及びその他の関係者の理解と協力を得つつ、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握を進めていく。

また、他自治体等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行う。

- (4) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国と連携をとりながら、必要な情報の収集と提供を行う。

## 6 新感染症への対応

新感染症のまん延を防止するための体制整備を図るとともに、その発生時や新感染症が疑われる症例が報告された場合は、国からの積極的な指導助言を求めながら対応する。

## 7 感染症対策と食品衛生対策との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、食品衛生部門が病原体の検査等の一次的な原因究明を行い、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行う。
- (2) 感染症対策部門においては、二次感染によるまん延防止を図るため、感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講じる。
- (3) 原因食品の究明に当たっては、保健所は環境保健研究センター、国立試験研究機関等との連携を図る。

## 8 感染症対策と環境衛生対策との連携

水や土壌、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症については、環境衛生部門が病原体の検査等の一次的な原因究明を行い、感染症対策部門においては、二次感染によるまん延防止を図るため、感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講ずる。

# 第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

## 1 基本的な考え方

病原体等の検査は、人権の尊重の観点や感染拡大防止の観点からも、極めて重要であることから、環境保健研究センターにおける検査能力の向上、体制の整備を進めていくとともに、感染症指定医療機関をはじめとして、一般医療機関の検査室、民間の検査機関等に対し検査能力の向上を促すとともに、その連携体制の確立を図る。

## 2 本県における感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 環境保健研究センターは、感染症の病原体等に関する検査について、病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施する。
- (2) 環境保健研究センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、県内の検査機関の

資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集や提供並びに指導を行うことに努める。

- (3) 保健所においては、環境保健研究センターが行う感染症の病原体等に関する検査が迅速かつ的確に実施されるよう協力する。
- (4) 感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の基本をなすものであることから、環境保健研究センターでは、病原体等に関する情報の収集並びに患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析できる体制の構築を図るとともに、保健所はこれに協力する。

### 3 関係機関及び団体との連携

病原体等の情報の収集に当たっては、医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることとし、特別な技術が必要とされる検査等については、県内の大学、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、環境保健研究センター等とが相互に連携を図って実施していく。

### 第3章 感染症に係る医療提供体制

#### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、病原体の感染力を減弱又は消失させることにより感染症のまん延を防止することを基本とする。
- (2) 実際の医療現場においては、感染症医療は必ずしも感染者を社会から隔離することを目的とした医療ではなく、一般医療の延長線上にあるとの認識の下に、感染症の患者に対し、必要な感染症のまん延防止の措置をとった上で、可能な限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供するよう努める。

また、この際、通信の自由を保障することが実効的に担保されるように必要な措置を講ずる。

さらに、患者の心身の状況を踏まえつつ、患者がいたずらに不安に陥らないようにカウンセリング(相談)を進めることに配慮する。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うように努める。

- (3) 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて役割を果たすとともに、相互に、また、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター等との連携に努める。

#### 2 感染症指定医療機関の確保

- (1) 第一種感染症指定医療機関

主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、表1のとおり第一種感染症指定医療機関を指定する。

なお、一類感染症患者(疑似症患者を含む。)に対する医療について、「盛岡市立病院の第一類感染症指定医療機関(病床)に対する支援に関する協定」(平成20年3月25日)に基づき、関係医療機関の支援を受ける。

また、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、法第19条第1項ただし書の規定により、知事が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得つつ、患者の治療及び感染症のまん延防止に万全を期すものとする。

- (2) 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、表2のとおり第二種感染症指定医療機関を指定する。

- (3) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの広域的かつ大規模な流行時の必要な対応についてあらかじめ定めておくように努める。

- (4) その他

一類感染症、二類感染症等で、国内に患者が常在しないものについて、国内で患者が発生



するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制の確立に努める。

**表1 第一種感染症指定医療機関**

指定医療機関名	所在地	感染症病床数
盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15-1	2床

**表2 第二種感染症指定医療機関**

二次医療圏	指定医療機関名	所在地	感染症病床数
盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮5-15-1	6床
岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院	北上市花園町1-6-8	4床
	岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	2床
胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	4床
両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	4床
気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	4床
宮古	岩手県立宮古病院	宮古市崎鉾ヶ崎1-11-26	4床
久慈	岩手県立久慈病院	久慈市旭町10-1	4床
二戸	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森60-1	4床

### 3 感染症の患者等の移送

- (1) 新感染症の所見がある者並びに一類感染症の患者の移送については、国の技術的な指導及び助言のもとに、原則として県が配備している隔離移送装置付移送車両を使用する。
- (2) 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の移送については、原則として県が配備している隔離移送装置付移送車両を使用する。
- (3) 保健所長は、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合若しくは緊急を要する場合等やむを得ないと認めたときは、新感染症の所見がある者並びに、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の移送について、「感染症患者の移送に係る協定」(平成28年3月31日締結)に基づき、消防機関等に対して協力を要請する。また、二類感染症患者の移送については、関係市町村及び医療機関等に対して協力を要請する。
- (4) 医療機関は、消防機関等により移送された患者等が新感染症、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者等であると

判明した場合には、当該消防機関等に対しその旨を連絡する。また、医療機関から患者発生等の届出を受けた保健所は、必要に応じて、移送した消防機関等に対して感染症のまん延防止のための指導を行う。

#### **4 集団発生時の医療提供体制**

一類感染症又は二類感染症の集団発生時や新型インフルエンザの汎流行期等緊急やむを得ない理由がある場合には、一般医療機関に緊急避難的に入院させる場合があることから、県は迅速かつ的確な対応ができるよう医師会等医療関係団体を通じ、あらかじめ協力を要請するなどの必要な対策を講ずる。

#### **5 医薬品の備蓄又は確保**

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

#### **6 その他の感染症に係る医療提供体制**

(1) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、感染症患者は、感染症に罹患していることを知らずに一般医療機関の診察を受けるなど、一般医療機関でも感染症の患者に係る医療を提供する機会が十分にあることから、一般医療機関に対しても、国等から提供された感染症に関する情報を提供するとともに、施設内の感染防止のために必要な配慮を促す。

また、地域における感染症の医療提供を円滑にするために、一般医療機関に対し、第一種感染症指定医療機関等を中心として感染症の医療に関する支援体制の構築を図るとともに、情報提供体制の整備を図る。

(2) 一般医療機関においても、感染症の患者が差別的な取扱いがなされることなく、良質かつ適切な医療の提供が行われるよう、医師会等医療関係団体を通じて緊密な連携を図る。

#### **7 医師会等医療関係団体との連携**

(1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、県は、感染症指定医療機関に対し、積極的な指導を行う。また、保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等医療関係団体との緊密な連携を図る。

(2) 一般の医療機関は、感染症の患者を診察する最初の医療機関であり、当該医療機関での対応が感染症予防の観点から、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも、その役割が極めて重要であることから、医師会等医療関係団体との連携を通じて、一般医療機関との有機的な連携をとっていくことに努める。

(3) 感染症の発生時に迅速かつ的確に対応するため、県は、関係機関と適宜、情報伝達等の発生時対応訓練を実施し、情報連絡体制等の整備に努める。

## 第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

### 1 基本的な考え方

平時から県内の各市町村及び隣接する各県等に対し、感染症発生動向調査及びその他の情報を提供するなど、密接な連携を保つとともに、広域的又は大規模な感染症が発生した場合、関係する自治体との連携・協力体制を確保する。

また、一類感染症など緊急にその発生の予防やまん延の防止並びに医療の提供体制等の対策を講じる必要がある場合には、個別の計画を定めるなどの対応を講じるよう努める。

### 2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合、県は具体的な医療提供体制や移送の方法等、必要な対策について、計画を定める。
- (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、ICAT を派遣し状況把握に努めるとともに、感染症の患者の病状等を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとともに必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。
- (3) 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、国が緊急の必要があると認めるときは、国と十分連携を図り、迅速かつ的確な対策が講じられるよう必要な協力を行う。
- (4) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県は、国に専門家、職員の派遣等必要な支援を速やかに要請する。

### 3 本県における緊急連絡体制の確保

#### (1) 国との連絡体制

ア 法第 12 条第2項に規定する感染症の発生状況等に関する国への報告等は速やかに行うとともに、特に新感染症や指定感染症への対応を行うに当たっては、国との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施する。

イ 検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、水際でのまん延の防止に努める。

ウ 緊急時における国との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行なわれる方法により行うこととする。

エ 緊急時においては、当該感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について国から積極的に情報収集するとともに、本県における患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国に提供するなど、国と緊密な連携をとるよう努める。

#### (2) 地方公共団体相互間の連絡体制

ア 同一保健所管内の複数の市町村にわたって感染症の患者等が発生した場合、保健所長は、

迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係市町村間の連絡調整を行う。

イ 複数の保健所管内の市町村にわたって感染症の患者等が発生した場合、保健所長は、迅速かつ的確な対応が取れるよう、県と協議のうえ各保健所において関係市町村間の連絡調整を行う。

ウ 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合、県は、関係自治体等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制を強化し、感染の拡大防止に努める。

エ 患者の広域にわたる集団発生等の場合、本県のみでは防疫体制をとることが困難な場合が想定されることから、県は平時から隣接する県との協力体制の整備に努める。

### (3) 関係機関及び団体との連携

緊急時には速やかに岩手県保健福祉部感染症対策本部並びに保健所感染症対策本部を設置する等により、関係機関及び団体との連携を図るとともに、感染症の発生が広域にわたる場合などには、岩手県危機管理対応方針に基づき県対策本部を設置する等、本県の組織及び機能を挙げて対応する。

### (4) 緊急時における情報提供

緊急時においては、パニック防止という観点も考慮しつつ、感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など県民が感染症予防等の対策を講じる上で有益な情報を関係機関からの通知、マスコミ、ホームページ等を利用して可能な限り提供するよう努める。

## 第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進

### 1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究について積極的な推進を図る。

### 2 本県における調査研究の推進

- (1) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所と県における感染症及び病原体等の技術的・専門的機関である環境保健研究センターは、連携を図りながら計画的な調査研究に取り組む。
- (2) 保健所は、感染症の対策に必要な疫学的調査及び研究を環境保健研究センター等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症情報の発信拠点となる等、感染症対策を実践していくことに努める。
- (3) 環境保健研究センターは、感染症及び病原体等の調査研究、試験検査、研修指導及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表を行い、本県における感染症の専門的、技術的機関としての役割を担う。

### 3 関係機関及び団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査研究に当たっては、関係機関が適切な役割分担を行うことが重要であることから、県内の大学をはじめ、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構などの関係研究機関等との十分な連携を図る。

## 第6章 感染症に関する人材の養成と確保

### 1 基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症の専門的知見を有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる人材が必要となっていることを踏まえ、感染症に関する基本的知識や研究成果の現場への普及等を目的とした人材の養成を行う。

### 2 本県における感染症に関する人材の養成

- (1) 県、保健所及び環境保健研究センターの職員について、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される研修会、関係団体等が実施するセミナー、講習会等へ積極的に派遣するとともに、県における感染症対策のための研修会等を開催し、保健所職員等に対する研修の充実を図る。

また、上記研修等で育成した職員等の活用を図り、保健所職員等の専門性の向上を図る。

- (2) 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。
- (3) 感染症指定医療機関をはじめとする医療機関の医師に対しては、国が実施する研修等への積極的な参加を支援するなど、感染症の医療に関する専門的な知識を有する医師の養成に努める。

また、これらの研修を終えた医師は、一般医療機関の医師に対し、感染症の医療に関する助言等を行うことにより医療技術の向上を図る。

## 第7章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重

### 1 基本的な考え方

県、保健所及び市町村においては、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行い、県民においては、感染症について正しい知識を持ち、自ら予防するとともに、患者等が差別を受けないよう配慮していく。

このため、それぞれの役割のもと、感染症のまん延の防止のための施策を実施するに当たっては、人権を十分に尊重する。

### 2 本県における予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策

#### (1) 患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着

ア 感染症の患者等への調査に当たっては、患者等に直接面接して聞き取り調査を行うなどプライバシーの保護には十分に留意することとする。また、入院患者に対する調査の実施に当たっては、担当医師の了解を得て行うこととし、乳幼児、児童及び生徒への調査については、併せて保護者の了解を得ることとする。

イ 関係機関においては、患者等の個人情報の取り扱いには慎重を期し、個人を特定できる情報を知り得る者を限定するなど、個人情報の流失防止を図るものとする。

#### (2) 患者情報の流失防止等のための具体的施策

ア 県、保健所、市町村等において患者情報を取り扱う際には、個人情報に関係者以外の目に触れることのないよう十分に注意することとする。

イ 保健所長は、感染症指定医療機関の職員等に対し、患者情報について守秘義務があることの周知徹底を図るものとする。

ウ 県及び保健所は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、一般医療機関の医師等に対して、感染症の患者の治療、移送時等に個人情報が流失することがないように注意を喚起するものとする。

エ 感染症の患者等に関する情報の保護等、人権尊重に関する研修を行い、感染症対策に従事する者の人権に対する意識の向上を図り、患者等の人権に対する配慮を徹底する。

### 3 その他の方策

(1) 患者等のプライバシーを保護するため、医師等が法第 12 条の規定による届出を行った場合は、保健所は状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知することに努める。

(2) 外国人に対し、保健所等の窓口で感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなど情報の提供に努める。

(3) 公共施設や学校施設等に対し、感染症の予防の観点から自動水栓を整備するなど、施設の改善を働きかける。

## **第8章 特定病原体等を適正に取扱う体制の確保**

### **1 基本的な考え方**

特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行うこととする。

### **2 本県における特定病原体等の適正な取扱いのための施策**

特定病原体等を所持する研究機関等は、法の規定を遵守し、その管理の徹底を図る。

また、平素からその管理の徹底を図るとともに事故、災害等が発生した場合においては、厚生労働省等、関係各機関と十分な連携を図り、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する。



## 第9章 その他の感染症の予防の推進

### 1 施設内感染の防止

病院、診療所、保育所並びに老人福祉施設等の関係者に対し、最新の医学的知見を踏まえた適切な情報を積極的に提供するとともに、施設内の患者並びに職員の健康管理を進める等、感染症が早期に発見される体制の構築を促す。特に、医療機関に対しては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるために必要な情報の提供を図る。

また、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等医療関係団体の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していく。

### 2 災害防疫

災害発生時における感染症の発生予防及びまん延防止の措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであることから、迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及びまん延の未然防止に努める。その際、各保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

また、必要に応じて、ICAT を派遣し、生活環境の悪化から流行性の感染症まん延を制御するよう努める。

### 3 動物由来感染症対策

(1) 動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等による届出の重要性について周知を図るとともに、保健所と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うなど連携を密にして、関係機関からの通知及びホームページ等を利用して県民に対する情報提供を行う。

(2) 動物由来感染症に関する動物の病原体保有状況調査等については積極的疫学調査の一環として、保健所、環境保健研究センター、動物等取扱者の指導を行う関係機関等が連携を図りながら、情報の収集、分析及び公表に必要な体制の構築に努める。

平成11年	9月	策定
平成16年	11月	一部改正
平成20年	1月	一部改正
平成30年	月	一部改正